

コンテナラウンドユース確認書

*コンテナラウンドユースの定義

「コンテナラウンドユース」(以下、ラウンドユース)とは、ラウンドユースの申請者(以下、申請者)が輸入貨物のデバンニング後に空コンテナをオーシャン ネットワーク エクスプレス ジャパン(以下 ONE Japan)の指定するコンテナヤードあるいはコンテナデポに返却し、また申請者が輸出貨物については改めて ONE Japan の指定するコンテナヤードあるいはデポより空コンテナをピックアップしなければならないところを、申請者が当該コンテナを ONE Japan の指定する CY に返却せず、そのまま輸出貨物の輸送に継続して使用する事を云う。

*申請者の定義

ラウンドユースの申請者とは、予め ONE Japan に対して社名・住所・連絡先・責任者名等を明記の上、申請を行い、本条件に合意した上で、CRU(Container Round Use)ナンバーを取得している者のことを云う。

*ラウンドユースの適用条件

1. ラウンドユースの対象コンテナは、40Ft 及び 20Ft の Dry Steel Container のうち、ONE Japan が管理するコンテナで、かつ ONE Japan に申請し、申請者が事前承認を得たものに限る。
2. ラウンドユースの対象コンテナは、オーシャン ネットワーク エクスプレス(以下、ONE)乃至はその代理店が船荷証券を発行する輸入貨物を収納し、且つ、ONE が発行する船荷証券の下で運送する輸出貨物を収納するものに限る。
3. ラウンドユースする際の輸入港と輸出港は原則、同一であることとする。輸入港と輸出港が異なる場合、ONE Japan の判断によりラウンドユースを承認しない場合がある。

*ONE Japan によるコンテナコンディションチェック及びダメージコンテナの取扱い

1. ONE Japan によるコンテナコンディションチェックは輸入実入りコンテナの CY からの搬出時及び輸出実入りコンテナの CY への搬入時に行う外観検査のみとする。
2. 輸入実入りコンテナの CY からの搬出時、ONE Japan の指定する CY オペレーターによりコンテナの欠陥、損傷または内部の汚れ(以下、「コンテナダメージ」という)が発見された場合は、申請者は、当該コンテナをラウンドユースすることができない。その場合、
申請者は、デバン後速やかに申請者の責任及び費用において空コンテナを ONE Japan の指定するコンテナヤードあるいはデポへ返却するものとする。

3. 輸出実入りコンテナのCYへの搬入時にONE Japanの指定するCYオペレーターによりコンテナダメージが発見された場合は、ONE Japanは貨物受け取りの拒否及び他コンテナへの詰め替えを要求でき、申請者はこれに応じなければならない。ONE Japanが貨物の受け取り拒否又は他コンテナへの詰め替えを要求したことによって生じた一切の費用は全て申請者が負担し、他コンテナへの詰め替えも申請者の責任下において行う。

***申請者によるコンディションチェック**

1. 申請者がラウンドユースにより空コンテナを輸出に使用する場合、申請者は当該空コンテナのコンディションチェックを行うものとする。申請者の行うコンテナコンディションチェックは、ONEのコンテナ検査基準(別紙【ONE】ROUND-USE INSPECTION CRITERIAをご参照下さい)に基づき、ONE Japanが通常行うコンディションチェックと同じ要件を満たすものとする。
2. 前項のコンディションチェックにより、申請者がコンテナダメージを発見した場合はラウンドユースに利用せず、申請者の責任及び費用において当該空コンテナをONE Japanの指定するコンテナヤードあるいはデポに返却するものとする。

***申請者の責任**

1. 輸入実入りコンテナのCYからの搬出後から輸出実入りコンテナのCYへの搬入までに発生したコンテナの滅失・コンテナダメージについての責任並びにコンテナの使用・搬送・保管等及びコンテナの滅失・コンテナダメージに起因して第三者に損害を与えた場合の責任は、全て申請者に帰するものとする。これらに関してONE Japanはいかなる責任も負わず、ONE Japanに損害が発生した場合には、申請者は、ONE Japanに対して責任を負う。
2. 申請者がラウンドユースを行って貨物を輸出し、貨物に損害が発生したとき、その損害がコンテナダメージに起因するとONEが判断した場合、あるいは判断される場合、ONEはその貨物に関する申請者乃至は荷主からの一切のクレームを免れる。但し、コンテナダメージが、輸出の為申請者からONEに引き渡された後、ONEの輸送責任範囲内で発生したと申請者乃至は荷主によって証明されたものについてはこの限りではない。
3. 前項の場合において、ONEが申請者乃至は荷主以外の第三者からクレームを提起されたときは、申請者は、これによりONEが被った一切の損害を賠償するものとする。
4. 本条の規定は、他の契約・法令・条約等によって認められたONEの免責事項に影響を及ぼすものではない。

***ラウンドユースの申請手順**

申請者がラウンドユースを行う場合、申請者はONE JapanのCS(カスタマーサービス)にブッキングナンバー、コンテナナンバー、CRU(Container Round Use)ナンバーを申告す

る。ONE Japan の CS は One Way Lease などラウンド使用できないコンテナでないことをリストで確認の上、問題が無ければこれを承認する。

***Free Time 及び Detention Charge**

当該申請により承認されたラウンドユースを行う場合の Free Time は、輸入実入りコンテナの CY からの搬出日の翌日を 1 日目として計算し 14 日間(Calendar days)とする。また、申請者が Free Time 内にコンテナを輸出実入りコンテナとして CY へ搬入できない場合は、輸入実入りコンテナの CY からの搬出日より 15 日目をフリータイム超過 1 日目とし、以降、One Japan の定めたディテンションチャージが申請者に対して課徴される。但し、ラウンドユースを行わずに、コンテナを返却する場合は通常フリータイム並びに Detention Charge が適用になるものとする。

One Japan ディテンションチャージ

<https://jp.one-line.com/ja/standard-page/importdetdem>

- 注：
- 1) Detention Charge は消費税の課徴対象とする。
 - 2) Detention Charge の請求は B/L 面上の輸出入荷主に関わらず、ONE Japan より申請者へ直接行うこととする。